

和歌山県新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

平成17年12月28日策定

平成18年 7月10日改訂

平成25年 4月 5日改訂

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 新型インフルエンザの発生の危機に対し、全庁でその対策及び連絡調整を円滑に行うため、新型インフルエンザ対策行動計画（平成17年12月28日策定）に基づき対策本部を設置する。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 患者の医療体制の確保に関すること。
- (3) 感染の防止に関すること。
- (4) その他新型インフルエンザ対策に関すること。

(組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には知事を、副本部長には副知事、危機管理監及び福祉保健部長を、本部員には別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 副本部長は、対策本部各班及び第7条に定める現地対策本部等を指揮し、実務の取りまとめを行う。
- 5 対策本部における班の構成及び事務分担は、別途定めるものとする。また、班の構成及び事務分担は必要に応じて追加及び変更することができるものとする。

(本部会議)

第5条 対策本部に本部会議を置く。

- 2 本部長は、本部会議を招集する。
- 3 本部会議は、和歌山県新型インフルエンザ対策行動計画第1章7の「発生段階」に応じて開催する。
- 4 本部会議の議長には本部長を、副議長には副本部長を、議員には部員をもって充て、議事進行は本部長の指名した部員が行うものとする。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 6 議長は、第3項に掲げる者のほか、本部会議に必要と認められる者の出席を求めることができる。

(現地対策本部等)

第6条 次の各号の場合、関係管内を所管する現地対策本部を、本部長と地方機関の長が協議の上、設置する。

(1) 地方機関の長が設置すると判断した場合

(2) 危機管理監が設置すると判断した場合

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、総務部危機管理局危機管理課において処理する。

(解散)

第8条 対策本部は、次の各号の場合に解散する。

(1) 危機の発生のおそれなくなった(危機による被害の拡大のおそれなくなった)
と本部長が認めたとき

(2) 危機に対する応急措置が概ね終了したと本部長が認めたとき

(3) 危機への対応を危機管理連絡会議で行うこととなったとき

(対策室への移行)

第9条 前条第1項第3号の場合、危機管理連絡会議に事務を引き継ぐ。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表第1 (第4条関係)

区 分	職 名
本部員	知事室長 総務部長 企画部長 環境生活部長 商工観光労働部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 県教育長 県警察本部長 危機管理局長 健康局長

新型インフルエンザ等対策本部

【設置】

県行動計画海外発生期以上、又は知事が必要と認めたときに設置する。

【本体会議】

本部長（議長）	知事
副本部長（副議長）	副知事、危機管理監、福祉保健部長
議員	知事室長、総務部長、企画部長、環境生活部長、商工観光労働部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、教育長、警察本部長、危機管理局長、健康局長

【組織】

